

[事案 26-123] 手術給付金支払請求

・平成 27 年 2 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

寛骨臼骨折等による入院中に受けた直達牽引について、手術給付金が支払われなかったことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 2 月に左寛骨臼骨折等により入院し直達牽引を受けたため、平成 18 年 7 月に契約した医療保険にもとづき、保険会社に手術給付金の支払いを請求したが支払われなかった。

以下の理由により、直達牽引は約款に定める「手術」に当たるので、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 支払対象となる手術が定められた、約款には「四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く）」との項目がある。
- (2) 診断書の診療報酬点数区分では、観血的な筋骨関係の手術が行われたものであるとの記載がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の受けた直達牽引は、四肢骨・四肢関節に対して、皮膚等に切開を加えて、病変部を露出して切断・摘除などの操作を加えたものではなく、約款に定める「四肢骨・四肢関節観血手術」に該当しない。
- (2) 直達牽引は、「保存療法」に分類されており、入院先病院の医師からは「手術」ではなく「処置」としての取扱いであるとの回答を得ている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 本件の争点

- (1) 本契約の約款によると、「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであって、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除くもののうち、表に記載のものであるとされている。
- (2) 本件では、申立人の受けた直達牽引が、約款上の「手術」に該当するか否かが問題となるが、この判断は、診療報酬点数上の区分のみならず、医学通念および一般的な日本語の解釈に従って行うべきものである。

2. 当審査会の判断

以下の理由により、申立人の受けた「直達牽引」は約款上の「手術」に該当しないので、手術給付金の支払いは認められない。

- (1) 「直達牽引」とは、「牽引治療」のうち「骨を介して牽引力を作用させる方法」とされており、具体的には、長管骨に鋼線を刺入して締結気に取り付け、重錘で牽引する「鋼線牽引」等がある。よって、「直達牽引」は生体に「切断」や「摘除」などの操作を加えるも

のではない。

- (2) 医師の診断書には、「直達牽引」の診療報酬点数区分として、手術のコードが付されているが、診療報酬点数区分の分類が必ずしも約款上の「手術」の該当性の判断には直結しないこと、同医師への質問書の回答書によると、「直達牽引」は手術としての取り扱いではなく、治療管理上の「処置」として回答している。